

# 関東社会保険ニュース

No.96

平成 18 年 6 月

## 賞与の社会保険料・税金控除

賞与の計算方法は毎回支給のたびに「？」と思いがちです。再確認してみてください！！

### 〈賞与計算手順〉

1. 賞与額を決定する
2. まず社会保険料を計算、控除する



#### 〔社会保険料・雇用保険料の控除計算〕

各種保険項目	控除する保険料率（かける数字）	注意点
健康保険 【介護保険含む： 40歳以上65歳未満】	標準賞与額 × 41.0/1,000 (0.041) 【標準賞与額 × 47.15/1,000 (0.04715)】 標準賞与額：賞与額の <b>1,000円未満を切り捨てた額</b>	<b>賞与の支給月に退職する人</b> 月末日現在に被保険者でない人からは控除する必要がありません。 例えば賞与が6月支給とすると、 6/30退職 控除する 6/1～29退職 控除しない 健康保険・介護保険の標準賞与額は <b>200万円</b> 、厚生年金の標準賞与額は <b>150万円</b> が上限です。 端数は、 <b>50銭以下切捨て51銭以上切上げ</b> です。
厚生年金	標準賞与額 × 71.44/1,000 (0.07144)	
雇用保険	賞与額 × 8/1,000 (0.008)	社会保険とは違って、 <b>賞与支給額全額に保険料率をかけて計算</b> します。

上表は政府管掌健康保険、厚生年金基金の加入がない場合です。また、保険料率は平成18年6月現在適用のものになりますので、料率改正等があった場合はご注意下さい。

### 3. 2. で控除した後の金額で所得税を計算、控除する

賞与の所得税額は、「**賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表**」(税額表)によって税率を求めます。

(税額表は、<http://www.nta.go.jp/category/pamph/gensen/3052/pdf/03.pdf>)

賞与支給額から社会保険料等を差し引いた金額 × 上記で求めた税率  
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。(円未満は切り捨て)

### 〈計算例〉 賞与額 = 55万5500円とした場合の支給明細はこうなります

(上表の条件で45歳、前月の社会保険料等控除後給与額234,000円、扶養親族は0人として)

賞与額				
555,500				
健康保険料	介護保険料	厚生年金	雇用保険料	社会保険料計
22,755	3,413	39,649	4,444	70,261
所得税			控除額合計	<b>賞与支給額</b>
38,819			109,080	446,420

実際の支給額

上記明細は計算例であり、項目名称や各記載場所等はこの通りとは限りません。

給与計算・社会保険手続きは

社会保険労務士法人

かいとう

関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区7-2-6 西新宿 K-1 ビル8階

TEL 03-3369-7411・8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ：<http://kaito-sr.com/>

